

保育関係予算案の主な内容

資料1 - 2

【平成29年度補正予算・平成30年度予算案】

(平成30年度予算案) (平成29年度予算)

待機児童の解消に向けた取組の推進

1,072億円(991億円)

1. 保育の受け皿拡大

889億円(689億円)

「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などによる受け入れ児童数の拡大を図る。

保育園等整備交付金

664億円(564億円)

保育園等改修費等支援事業

202億円(115億円)

都市部における保育園等への賃借料支援事業

19.5億円(5.5億円)

【参考：平成29年度補正予算】

643億円

「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を確保するため、前倒しによる保育園等の整備などによる受け入れ児童数の拡大を図る。

保育園等整備交付金

548億円

保育園等改修費等支援事業

95億円

2. 保育人材確保のための総合的な対策

117億円(201億円)

保育人材の確保のため、保育補助者の雇上げ支援や保育士の資格取得支援の取組を推進する。

【主な事業】

保育補助者雇上強化事業【拡充】

- ・対象となる保育補助者の要件を緩和(子育て支援員研修の受講 保育園等での実習(40時間)も可)
- ・1施設当たりの補助対象者の数を、定員規模に応じ設定(従前は1施設につき1名)

保育体制強化事業【拡充】

- 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意・片付けなど保育の周辺業務を行う者の配置を支援
- ・対象となる市町村の要件を緩和(待機児童解消加速化プラン参加要件の撤廃)

保育士資格取得支援事業【拡充】

保育園等に勤務する保育従事者の保育士資格取得支援のため、保育士養成施設における受講料(1/2相当)と受講に伴い必要となる代替職員の雇上に必要な費用を支援。

- ・対象となる職員の拡大(常勤職員のみ 全職員)

保育士試験による資格取得支援事業【拡充】

保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を支援

- ・対象となる「学習に要した費用」の範囲について拡大(試験日から過去1年以内に要した費用 試験日から過去2年以内に要した費用)

【参考:平成29年度補正予算】

保育所等におけるICT化推進事業

13億円

- ・保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務に係るシステムの購入費用を支援する。

3 . 多様な保育の推進

3 4 億円 (7 0 億円)

家庭的保育事業における複数の事業者・連携施設による共同実施や、自宅から距離のある保育園等の利用を可能にするため、保育園等への送迎の実施等を支援する。

【主な事業】

家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業【新規】

複数の事業者及び連携施設が共同事業体（コンソーシアム）を形成し、情報等の共有や共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携、経理面での共同管理等を行うことを支援

広域的保育園等利用事業【拡充】

送迎センターを経由せず、自宅等から保育園等に直接送迎することができるよう拡充 等

医療的ケア児保育支援モデル事業

保育園等の利用を希望する医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を進めるため、地方自治体における看護師配置や保育士のたん吸引等に係る研修受講等を支援（30か所 60か所）

4 . 安心かつ安全な保育の実施への支援

2 3 億円 (2 3 億円)

保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施を支援する。

【主な事業】

保育園等の事故防止の取組強化事業

【参考：平成29年度補正予算】

保育園等における事故防止推進事業

3 億円

保育園等における重大事故を防止するため、事故防止に役立つ備品等の購入を支援する。

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

1. 子どものための教育・保育給付 9,031億円(7,928億円)

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費)
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)
- ・給付費補助金(認可化移行運営費支援、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援)

平成29年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた保育士等の待遇改善(保育士平均+1.1%)を平成30年度の公定価格にも反映

認可化移行運営費支援の補助基準額について、引上げ及び定員規模に応じた設定に見直し

2. 地域子ども・子育て支援事業 1,356億円(1,239億円)

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・利用者支援事業(保育コンシェルジュ等)、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 等

病児保育事業について、安定的な運営を確保するため観点から、補助単価の上限の見直し及び定額部分(基本分及び改善分)の一本化を実施

【参考:新しい経済政策パッケージによる「子育て安心プラン」の推進】

待機児童解消に向けた「子育て安心プラン」に基づく32万人分の保育の受け皿増分に対応するため、一般事業主から徴収する事業主拠出金率を引上げ、企業主導型保育事業の拡充や「子どものための教育・保育給付(0~2歳児相当分)」に要する経費の一部に充てる。

子ども・子育て支援法における一般事業主から徴収する事業主拠出金率の法定上限を0.25%から0.45%とし、段階的に事業主拠出金率の引上げを実施する(平成30年度は0.29%(現行+0.06%))。

保育園等整備交付金

| | | |
|-----------|-------|----------|
| 保育所等整備交付金 | 30予算案 | 6 6 4 億円 |
| | 29補正 | 5 4 8 億円 |

【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2 2/3）して、保育園等の整備を推進する。

【対象事業】

- ・ 保育園緊急整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁設置事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市町村（特別区含む。）

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
（公立施設を除く）

【補助割合】 1 / 2（子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は2 / 3）

(保育対策総合支援事業費補助金 381億円の内数)

【事業内容】 保育園等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】 市町村

【補助額】

< 現行 >

年額221.5万円 (短時間勤務1名分)

< 平成30年度予算案 >

定員121人以上の施設が2名の保育補助者の雇上げができるよう、補助額を引き上げ(年額443万円)

【保育補助者の要件】

< 現行 >

子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者等

< 平成30年度予算案 >

保育園等での実習を修了した者を補助対象とできるよう、要件を緩和

【補助率】

国：3/4、地方：1/4 (都道府県1/8、市区町村1/8 又は 指定都市・中核市1/4)

【市区町村】



補助

【保育園】



雇上げ



【保育補助者】

保育士の業務負担軽減

離職防止

保育所等において保育士を補助



保育士へのステップアップ

資格取得支援事業を活用



保育士試験合格

又は

保育士の養成校を卒業

(夜間・通信制は3年間)

保育士資格取得

保育士として
引き続き勤務



(保育対策支総合支援事業費補助金 381億円の内数)

【事業内容】

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務を行う者の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

【実施主体】 市町村

【補助単価】 1か所当たり月額9万円

【補助率】 国：1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【拡充内容】

- ・ 実施主体を全ての市町村に拡大
- ・ 事業の対象に幼保連携型認定こども園を追加

| | 現行 | 平成30年度予算案 |
|------|-------------------|-----------------|
| 実施主体 | 待機児童解消加速化プラン参加市町村 | 全ての市町村 |
| 対象施設 | 保育園 | 保育園、幼保連携型認定こども園 |

【養成校ルート】

養成校卒業等による
資格取得の支援

【事業内容】

保育園等保育士資格取得支援事業

- ・保育園等に勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、
幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

- ・幼稚園教諭が養成校での科目履修により資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

認可外保育施設保育士資格取得支援事業

- ・認可外保育施設で勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【対象者】 < 現行 > 常勤職員 < 30年度予算案 > 非常勤職員を含む全ての職員

【補助基準額】 受講料の1/2 (上限30万円) 等

【負担割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

【試験ルート】

保育士試験合格による
資格取得の支援

保育士試験による資格取得支援事業

- ・保育士試験合格後、保育園等に保育士として勤務することが決定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【対象費用】 < 現行 > 保育士試験 (筆記試験) から起算して1年前までに要した費用
< 30年度予算案 > 保育士試験 (筆記試験) から起算して2年前までに要した費用

【補助単価】 保育士試験受験のための学習に要した経費 (教材費等) の1/2 (上限15万円)

【補助率】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

(保育対策総合支援事業費補助金 381億円の内数)

【事業内容】

市区町村単位で、複数の家庭的保育事業者及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行うことができる体制整備を図るためのモデル事業を実施する。

コンソーシアム（共同事業体）に、連絡調整、保育環境の整備等を行うコンソーシアムコーディネーター（仮称）を配置するための費用の補助を行う。

モデル事業を実施することにより、実施にあたっての問題点を明らかにするとともに、得られるノウハウを蓄積し、全国展開を図る仕組みを構築することを目指し、家庭的保育事業の更なる普及を図る。

【実施主体】市区町村

【補助率】国 1/2 都道府県 1/4 市区町村 1/4

【補助単価】1自治体当たり年間8,180千円



コンソーシアムコーディネーター配置により、現在、保育ママが抱える不安や課題の解消を図る。

(不安・課題)

- ・経営的不安(利用者の確保、補助者の雇用・管理)
- ・孤立化、密室化
- ・保育ママの病気や休暇取得時の代替保育確保の困難さ
- ・公定価格の請求、保育料徴収、自治体への報告書作成、税務申告書類作成など事務処理の煩雑さ
- ・連携施設の確保
- ・自園調理

保育ママが保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業に参入しやすくなり、更なる保育ママの普及・質の向上を図ることが可能になる。

(保育対策総合支援事業費補助金 381億円の内数)

【事業内容】

自宅から遠距離にある保育園等の利用を可能にするため、保護者にとって利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置する子ども送迎センターから、原則、各保育園等の保育士等が付き添いのもと送迎バス等により送迎する場合や、園庭で十分な活動ができないおそれがある保育園等について、遠距離にある公園まで児童を送迎する場合に、送迎の実施に要する費用の一部を補助する。

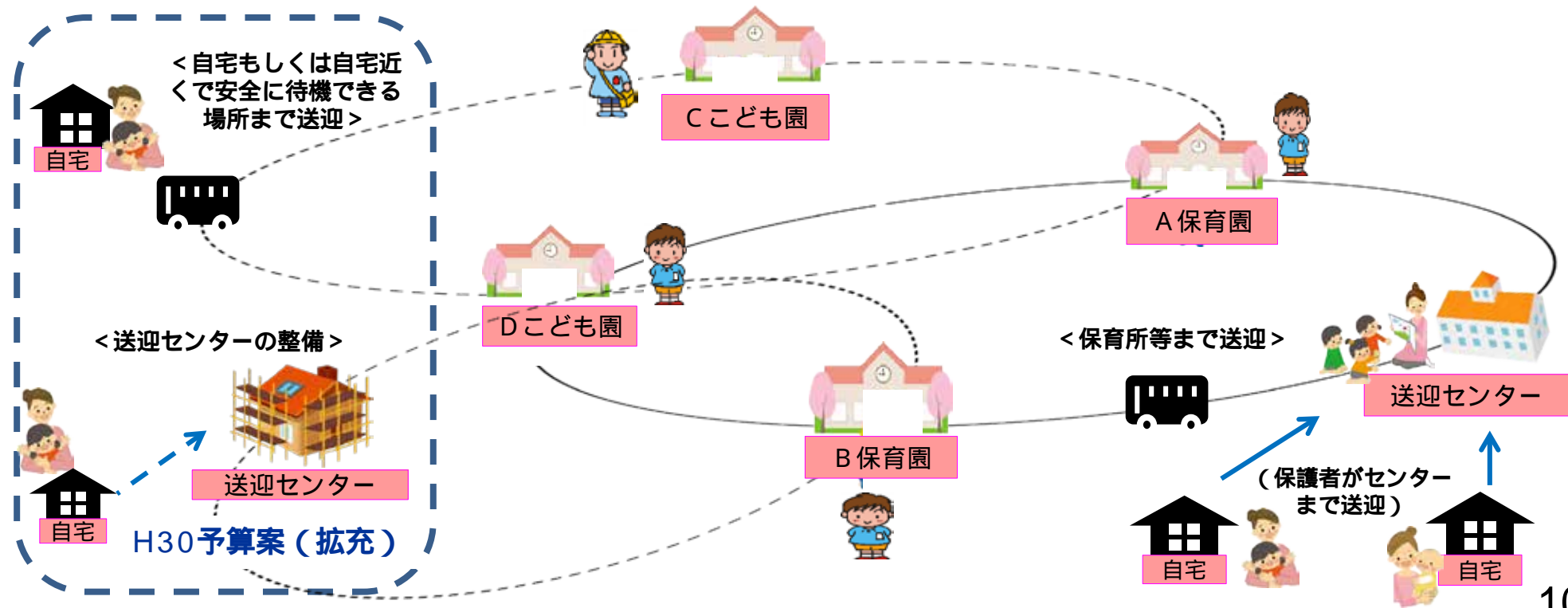
また、送迎バスが子ども送迎センターを経由せず、直接複数の利用者の自宅又は自宅近くの安全に待機できる場所のみを経由する場合や、送迎センターを設置するための整備費、改修経費についても補助対象とするよう、事業内容の拡充を図る。

【実施主体】 市町村

【補助率】 1 / 2 (国 1 / 2、市町村 1 / 2)

| | | | | |
|--------|----------|---------|---------|-------|
| 【補助単価】 | バス等購入費 | 1,500万円 | または借上費 | 750万円 |
| | 保育士等雇上等費 | 500万円 | 運転手雇上等費 | 500万円 |
| | 事業費 | 1,000万円 | 改修費 | 720万円 |

事業の概要



(保育対策総合支援事業費補助金 13億円)

【事業内容】

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。

【実施主体】 市区町村

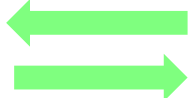
【補助単価】 1施設当たり 100万円

【補助率】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4



市町村

申請



補助



保育園等

システムの導入による
業務のICT化の実施



業務支援システム

【業務負担が軽減される例】



保育に関する計画・記録

- ・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

登降園管理

- ・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

【事業内容】

保育の現場において、睡眠中などの場面で発生しやすい重大事故を防止するため、事故防止のために役立つ備品の購入に必要な費用を補助する。

(備品の例) 無呼吸アラーム：乳幼児の呼吸や心肺の動きの低下を感知した場合にアラーム音とランプにより警告

午睡チェック：乳幼児の身体の動きの回数の低下やうつぶせ寝状態になったことを感知した場合にアラーム音とランプにより警告

バウンサー：睡眠中も仰向けになり、顔が見えるため無資格者にも子どもの観察が容易なベビーチェア

【実施主体】 市区町村

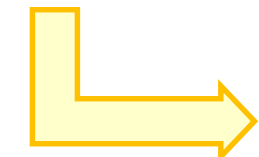
【補助基準額】 子ども1人当たり3万円

【負担割合】 国：1/2、市町村：1/4、事業者：1/4

保育園等



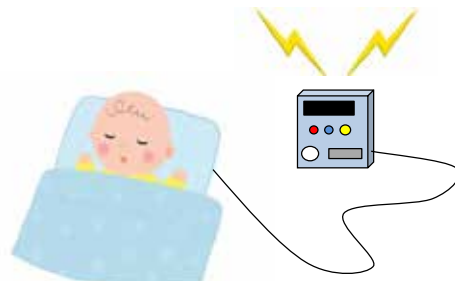
【市区町村】



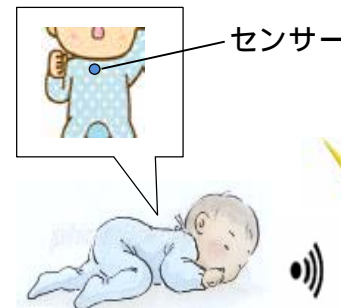
費用の補助

備品の購入

(例) <無呼吸アラーム>



<午睡チェック>



<バウンサー>



（子どものための教育・保育給付費補助金 54億円の内数）

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿確保策の一環として、既存の認可外保育施設の認可化を推進することが重要。

このため、認可化移行運営費支援事業について、平成30年度においては、以下の拡充を行う予定。

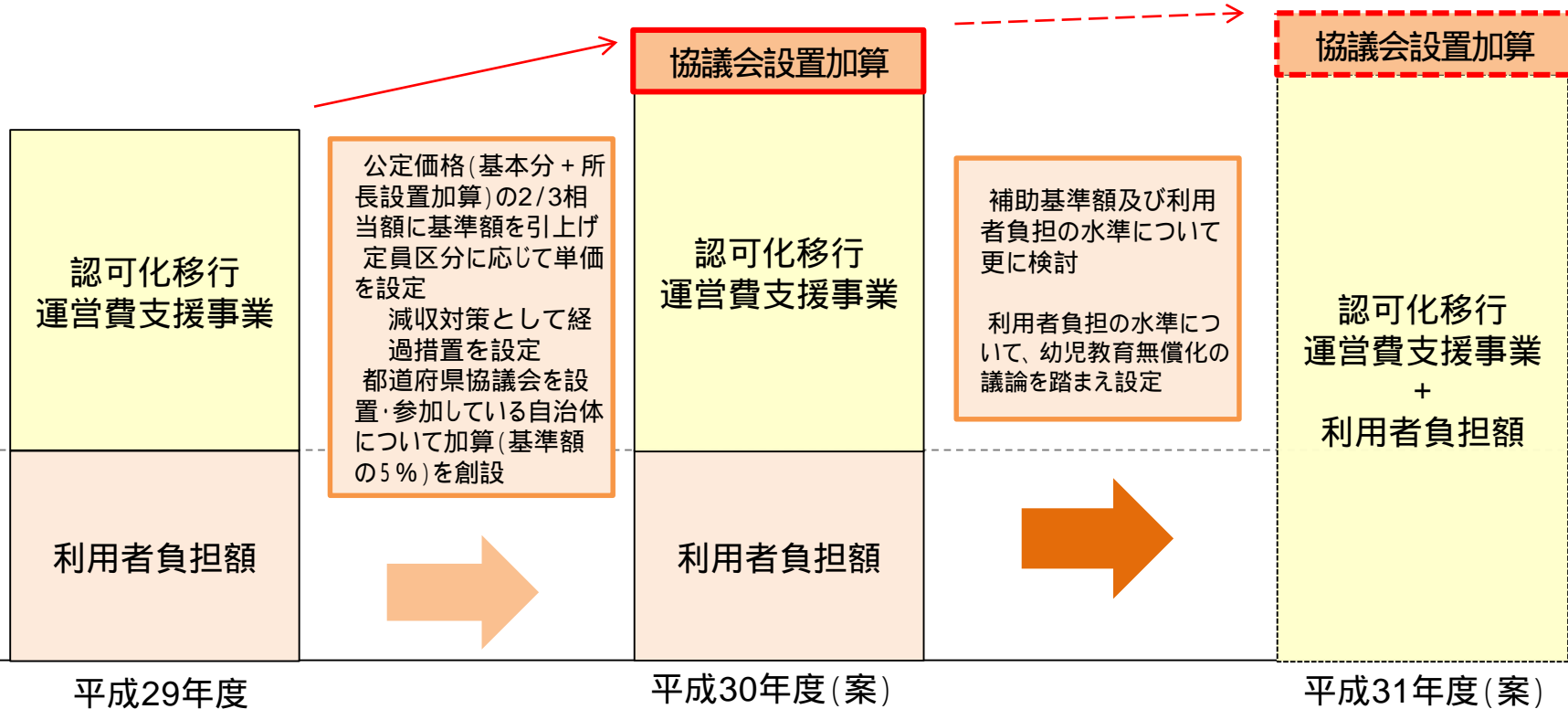
・将来的な認可化（＝公定価格による運営費補助）を視野に、公定価格をベースとした仕組みとすることとし、**公定価格ベース（基本分単価＋所長設置加算）の2/3の補助水準**まで引き上げるとともに、定員に応じて補助額が逡減する仕組みを導入

・規制改革推進会議の第2次答申を踏まえ、**待機児童への支援策を強化するため、保育の受け皿整備が必要である地方公共団体が待機児童対策協議会に参加する場合に補助額を上乗せ**する仕組みを導入

平成31年度においては、補助基準額及び利用者負担の水準について幼児教育無償化の議論等を踏まえ更に検討。

収入が減少する施設については、経過措置を設定

《拡充のイメージ》（有資格者10割の場合） 有資格者6割又は1/3以上の場合の補助基準額については、人件費の差額相当分を減額。



1. 事業概要

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

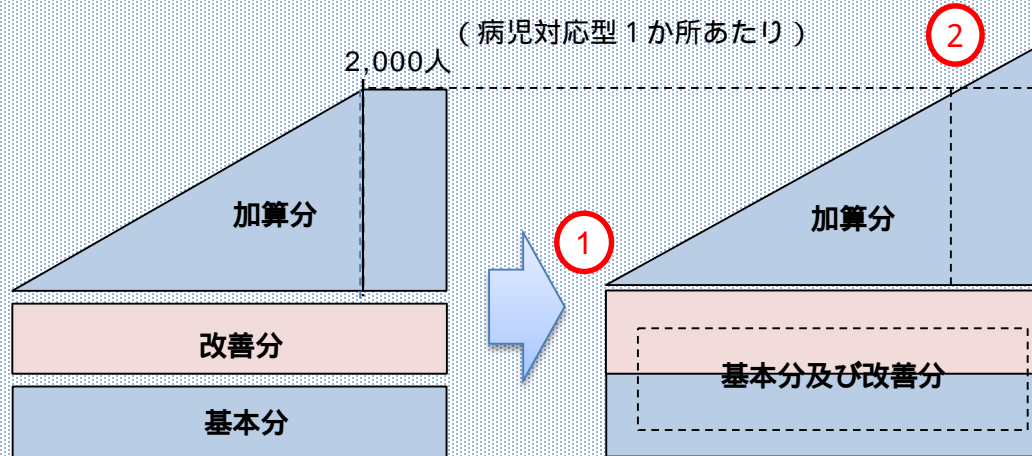
(3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業。

(4) 送迎対応

(1) 及び (2) において、保育所等において保育中に体調不良となった児童を送迎し、病院・保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育することを可能とする。

2. 30年度拡充事項



① 基本分と改善分の基準額の一本化

利用児童が少ない日等において、感染症流行状況等の情報提供や巡回支援を実施する場合に加算される改善分について、基本分と補助単価（基準額）の一本化を図る。

② 加算分補助基準額の上限の見直し

病児対応型及び病後児対応型の加算分補助単価については、現行年間利用児童数2,000人を上限と設定しているが、2,000人を超える場合についても利用児童数に応じた補助単価を設定する。